

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
5月19日
(金曜日)

目次

告示	1
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	1
解除予定保安林(周防大島町)(森林整備課)	1
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)	1
歳入の徴収の事務の委託の解除(会計課)	2
公告	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	2
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	2
土地改良区役員の届出(農村整備課)	2
林業種苗生産事業者の登録(森林整備課)	2
基本測量の実施(監理課)	3
公共測量の実施(監理課)	3
契約の締結(監理課)	3
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	4

山口県告示第二百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
阿東町土地改良区

認可年月日
平成一八、五、一〇

山口県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

- 解除予定保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字西方字中磯下九九八の一・九九九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一〇〇四、大字伊保田字帯石一〇七九の二(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
魚つき
 - 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十九号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

- 三の(一)の3中、「萩市農業協同組合 萩市大字江向四三二の二」を「あぶらんど萩農業協同組合 萩市大字江向四三二の二」に改め、
- 山口阿武農業協同組合 阿武郡阿武町大字奈古三二二の二を削る。

山口県告示第二百八十号

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第四十四条第一項第二号の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務の委託を解除した。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関 成

委託を解除された者	委託の解除に係る取扱歳入金の種類	解除した委託事務に係る施設
財団法人山口県ひとづくり財団	山口県秋吉台少年自然の家使用料	山口県秋吉台少年自然の家
山口市大字秋穂二島一〇六二	山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター使用料	山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター
	山口県大島青年の家使用料	山口県大島青年の家
	山口県光青年の家使用料	山口県光青年の家
	山口県油谷青年の家使用料	山口県油谷青年の家
	山口県萩青年の家使用料	山口県萩青年の家
	スポーツ交流村使用料	山口県スポーツ交流村
財団法人やまぐち農林振興公社	二十一世紀の森施設使用料	二十一世紀の森・森林学習展示館
		夏木原キャンプ場
		阿武郡旭村大字佐々並



(二七二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び収支予算書は、平成十八年六月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年四月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人障害者社会参画支援センター宇部

代表者の氏名 山本 玲子

主たる事務所の所在地 宇部市大字東須恵三二〇番地の五

(二七二) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

長門市

河原地区

用排水施設の改修

二 縦覧の期間

平成十八年五月二十二日から同年六月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二七三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住 所

秋穂土地改良区 監事 中村 信義 山口市秋穂東五一五八の七

〃 〃 道中 久 〃 〃 二二三三三

〃 〃 徳久 誠 〃 〃 秋穂西二二〇〇

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住 所

秋穂土地改良区 監事 中村 信義 山口市秋穂東五一五八の七

〃 〃 平田 武 〃 〃 七五三五

〃 〃 松富 設男 〃 〃 一九一三

(二七四) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

一一九〇 谷山裕見子 阿武郡阿東町大字徳佐中九 幼苗の育成及び幼苗 事業所の名称はない。

五三三 以外の苗木の育成 生産事業者の住所に同じ。

(二七五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業の地域

山口市、防府市、下松市、周南市及び阿武郡阿東町

三 作業の期間

平成十八年五月三十一日から平成十九年二月二十八日まで

(二七六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)

二 作業の地域

下関市、山口市及び萩市

三 作業の期間

平成十八年五月一日から平成十九年三月三十日まで

(二七七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部監理課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

用地補償管理システム端末機等賃貸借業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

千六百八十七万五千六百十二円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二七八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年五月十九日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市生野屋一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市生野屋一丁目四番一〇号

田村恵美子

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市光井四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下関市東勝谷七二番地

有限会社レッツ

平成十八年五月十九日印刷
平成十八年五月十九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)